

国分寺建立の詔

聖武天皇の願い

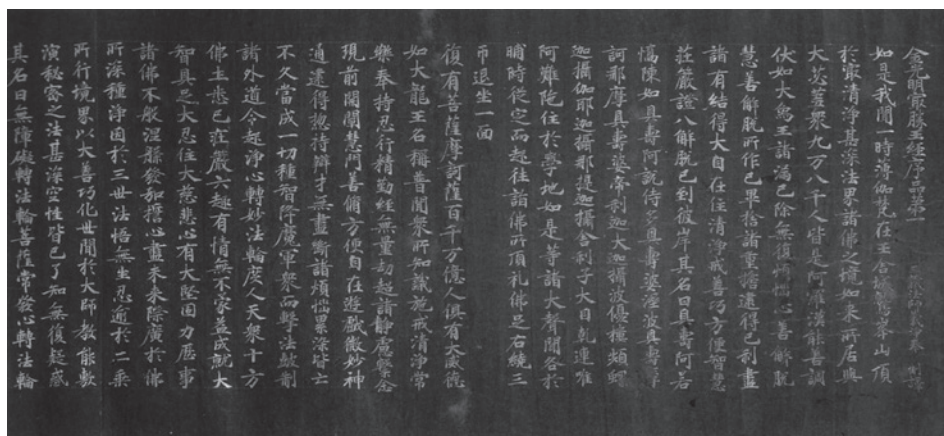
度重なる飢饉や疫病の流行、内政の混乱に対して、聖武天皇は仏教による鎮護国家を願って国分寺建立の詔を發布しました。詔の前半は、聖武天皇が自分の政治を反省し、人々の幸福を真に願い、諸国に国分寺を建立しようと思った経緯が述べられています。続いて、国毎に七重塔を一基造り、金光明最勝王經・法華經を書写すること、天皇も自ら金字で金光明最勝王經を写すことなどが述べられています。後半は3条の条文を記して、僧寺を金光明四天王護国之寺、尼寺を法華滅罪之寺という名称にすること、寺に置かれる僧尼の人数などが具体的に述べられています。

『続日本紀』天平十三年三月の条

○乙巳、詔曰、朕以薄徳、忝承重任。未弘政化、寤寐多慙。古之明主、皆能光業。国泰人樂、災除福至。脩何政化、能臻此道。頃者、年穀不豊、疫癘頻至。慙懼交集、唯勞罪己。是以、広為蒼生、遍求景福。故前年、馳使增飾天下神宮。去歲、普令天下造釈迦牟尼佛像、高一丈六尺者、各一鋪。并写中大般若經各一部。自今春已来、至于秋稼、風雨順序、五穀豊穰。此乃、微誠啓願、靈貺如答。載惶載懼、無以自寧。案經云、若有国土講宣誦、恭敬供養、流通此經王者、我等四王、常來擁護。一切災障、皆使消殄。憂愁疾疫、亦令除差。所願遂心、恒生歡喜者、宜令天下諸国各令敬造七重塔一区、并写金光明最勝王經、妙法蓮華經一部。朕、又別擬、写金字金光明最勝王經、每塔各令置一部。所冀、聖法之盛、与天地而永流、擁護之恩、被幽明而恒満。其造塔之寺、兼为国華。必扱好處、実可久長。近人則不欲薰臭所及、遠人則不欲勞衆集。国司等、各宜務存嚴飾、兼尽潔清上。近感諸天、庶幾臨護。布告遐邇、令知朕意。又每国僧寺、施封五十戸、水田一十町。尼寺水田十町。僧寺必令有廿僧。其寺名、為金光明四天王護国之寺。尼寺一十尼。其名為法華滅罪之寺。兩寺相去、宜受教戒。若有闕者、即須補満。其僧尼、毎月八日、必応転読最勝王經。毎至二月半、誦戒羯磨。毎月六齋日、公私不得漁獵殺生。国司等宜恒加檢校。

(原文は白文のみの漢文・

研究成果をもとに漢字表現を一部変えています)



紫紙金字金光明最勝王經（奈良国立博物館蔵）

金光明最勝王經は、唐（中国）の義浄が訳した「金光明經」の名称です。大乘經典のひとつで、護国經典として尊重されました。正月に宮中での御齋会や諸国の国分寺で読誦・講説されました。七重塔に納められた經典です。

国分寺建立の詔（現代語訳）（『続日本紀』天平13年3月の条）

「私は徳の薄い身であるのに、おそれ多くも天皇という重い任務を受けている。しかし、民を導く良い政治を広めることができず、寝ているときも目覚めている時も恥ずかしい気持ちでいっぱいだ。昔の賢い君主は、みな祖先の仕事をよく受け継ぎ、国家はおだやかで無事であり、人びとは楽しみ、災害はなく幸福に満ちていた。どうすれば、このような政治ができるのであろうか。この数年は、凶作がつつき伝染病が流行している。私は恥かしさとおそろしさで自分を責めている。

そこで、国民に大きな幸福をもたらしたいと思う。以前（天平9年11月）、各地の神社を修造させたり、諸国に丈六（一丈六尺＝約4.8m）の釈迦牟尼仏一体を造らせるとともに、大般若経を写させたのもそのためである。おかげで、今年は春から秋の収穫の時期まで風雨が順調で五穀も豊かに稔った。これは、誠の心が伝わったため、神霊のたまわりものである。これからもますます尊ばねばならない。金光明最勝王経には「もし広く世間でこの経を読み、供養し、広めれば、われら四天王は常に来てその国を守り、一切の災いもみなとりのぞき、心中にいだくもの悲しい思いや疫病もまた消え去る。そしてすべての願いをかなえ、喜びに満ちた生活を約束しよう」とある。

そこで、諸国はそれぞれ七重塔一基を敬って造り、合わせて金光明最勝王経と妙法蓮華経各十部を写経させることとする。私もまた、金文字で金光明最勝王経を写し、塔ごとに一部ずつ納めたいと思う。

これにより、仏教の教えが大空・大地とともにいつも盛んとなり、仏のご加護が常に満ちることを願う。

七重塔を持つ寺（国分寺）は「国の華」であり、必ず良い場所を選んでまことに長く久しく保つようにしなければならない。人家に近すぎると悪臭が漂うからいけない、遠すぎると集まる人が疲れてしまうから望ましくない。国司は国分寺を荘厳に飾り、いつも清潔に保つように努めなさい。間近に仏教を擁護する神々を感嘆させ、仏が望んで擁護されるように願いなさい。全国にあまねく布告を出して、私の思っていることを民に知らせなさい。」

〈条文〉

第一条 国毎の僧寺（国分僧寺）には、寺の財源として封戸を五十戸、水田十町を施し、尼寺（国分尼寺）には水田十町を施しなさい。

第二条 僧寺には必ず二十人の僧を住ませ、その寺の名は金光明四天王護国之寺としなさい。また、尼寺には十人の尼を住ませ、その寺の名は法華滅罪之寺としなさい。二つの寺は距離を置いて建て、僧尼は教戒を受けられるようにしなさい。もし僧尼に欠員が出たときは、直ちに補充しなさい。毎月八日に、必ず最勝王経を読み、月の半ばには戒羯磨を暗誦しなさい。

第三条 毎月の六斎日（八・十四・十五・二十三・二十九・三十日）には、魚とりや狩りをして殺生をしてはならない。国司は、常に監査を行いなさい。

用語解説

※1 四天王：仏教を守護する四神で、帝釈天に仕え、須弥山の中腹にある四王天の主です。東方の持国天、南方の增長天、西方の広目天、北方の多聞天を指します。須弥壇の四隅にそれぞれ配置され、甲冑をつけ武器を持ち邪鬼を踏む形をとっています。

※2 諸国に寺を造営：国毎に寺を造立することは、唐の制度を採用したと考えられます。唐の歴史を記した『新唐書』によれば、唐の天授元年7月に「天下に『大雲経』を分かち、10月には各州毎に大雲光寺をおいて1000人の僧を得度した」とあり、則天武后の時代に留学僧玄昉が唐で実見してきたことを参画して構想がたてられたと考えられます。全国の60余カ国に造られた国分寺は、国家財政が傾くほどの一大事業でした。

※3 妙法蓮華経：代表的な大乘仏教經典です。釈迦が永遠の仏であることなどが説かれています。